

**国立大学法人神戸大学の中長期目標  
を達成するための計画(中期計画)**

# 国立大学法人神戸大学 中期計画

## I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 教育に関する目標を達成するための措置

- 各学部・研究科は、教育理念と目標を策定し、中期目標期間中に達成を目指す具体的な計画を公表する。
- 大学教育研究センターは、国内外の大学教育等に関する調査研究及び全学共通教育に関する開発研究を推進し、また、全学共通教育の実施体制の見直しを実現するために、その具体的使命と運営方法を確立する。

#### (1) 入学者の選抜に関する目標を達成するための措置

- 学生受け入れ方針に基づく具体的方策
  - ・各学部・研究科は、学生受け入れ方針に基づいて、選抜の方法及び学生定員について再検討を行う。
  - ・出題及び採点の体制を含む入学者選抜のための体制を常に改善する。

#### (2) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

- 学部教育
  - ・平成16年度・17年度に、全学共通教育科目の開講枠を増やし、受講者数の適正化を進めるとともに、教育内容の充実を図る。更に、新たな高校教育課程を経た者が入学する平成18年度以降における全学共通教育の抜本的改革に向けて、カリキュラムや実施体制について本格的な検討を進める。
  - ・外国語教育の実施体制を一新し、国際コミュニケーションセンターを中心に、学部生及び大学院生を対象として、総合的なコミュニケーション能力開発を目指した教育を展開する。
  - ・平成16年度から、新入生全員に対し情報倫理、情報機器操作等の内容を習得させるため「情報基礎」を新設、提供することにより、適正かつ充実した情報処理教育を進める。
  - ・学生が社会現場で自ら学ぶための海外インターンシップや留学等の制度を一層充実すると同時に、UMAP（アジア太平洋大学交流機構）等への参加を通じて、国際交流を促進する。
- 大学院教育
  - ・博士前期（修士）課程においては、各研究科の理念と目標を達成するために学生受け入れ方針と教育体制の整合性を平成18年度までに見直し、その特徴を再規定して個性を発揮しうる教育体制を確立する。
  - ・各研究科において高度な専門的知識・技術を持った職業人養成を推進するとともに、専門職大学院創設の可能性を検討する。
  - ・博士後期（博士）課程においては、有能な研究者を養成するため、学生に学内外の共同研究や研究集会への参加と発表を促し、国際性を身に付けさせる指導体制を強化する。

#### (3) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

- 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策
  - ・教育理念に基づき、新しい学問研究の動向や社会的ニーズを勘案し、学生の学問に対する意欲と目的に対応できる新たな授業科目の設定など教育課程の改善を行う。
  - ・学部・学科、研究科・専攻を越えた横断的な履修制度について検討を進める。
- 授業形態、学習指導法等の改善に関する具体的方策

#### [学部]

- ・平成18年度以降、1年次において高校教育からの移行を円滑にし、かつ自ら学ぶ態度を養うために全学的に少人数教育の拡充を図る。
- ・入学生及び各学年におけるガイダンスの在り方等について検討し、学生が授業の選択を自主的かつ適切に行うことができるように工夫する。
- ・カリキュラムの体系化を進め、学生が基礎的かつ専門的学力を高め、広範な知識を習得できる履修方法を検討するとともに、シラバスの電子化や公表の方法を全学的に改善する。
- ・フィールドワーク、実験・実習等の実践的な教育及び留学や海外インターンシップなど異文化体験を取り入れた教育体制を確立する。

#### [大学院]

- ・研究者養成と高度専門職業人の養成に応じた体系的カリキュラムを提供する。
  - ・外国語による授業を適切に導入することや、学生に外国語論文の作成、国際共同研究や研究集会への参加及び発表等を行わせるなど、国際化に対応する能力の育成のためのカリキュラムを拡充する。
  - ・社会人と留学生に対するカリキュラムの整備を進める。
  - ・学位取得のための資格や論文の作成プロセス等について計画的な指導を行う。
- 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策
- ・多元的な評価方法を採用入れて、シラバスに授業の達成目標と評価基準を明記するとともに、GPA制度（授業ごとの成績を5段階で評価し、単位当たりの平均を出して学生を評価する方法）の導入の可能性や成績評価方法の検討を進める。

#### **（４）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置**

- 適切な教職員の配置等に関する具体的方策
- ・平成18年度を目途に、全学共通授業科目担当の原則を明確にし、全学で責任をもった実施体制を実現する。
- 適切なTAの配置等に関する具体的方策
- ・TAの担当すべき業務について整理するとともに、活用方法を評価し、併せてTA個々の資質の向上を図る。
- 教育設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策
- ・全学共通教育等の実施に必要な図書館機能を整備するとともに、教養・専門図書、映像音響資料等の学生用資料を充実させる。
  - ・少人数講義室、演習室、学生学習室を増やし、情報機器・視聴覚機器やマルチメディア機器等を設置した教室の増設を図る。
  - ・IT化に対応し、各部局、教員のホームページを充実するとともに、教育におけるITの利用を促進し、教育効果を高める。
- 教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策
- ・教員相互の授業参観等を平成16年度から試験的に導入し、その経験を踏まえて適切な導入方法を定める。
  - ・教育内容・方法の改善と開発を目的として全学的規模でのFD研修会を充実させる。

#### **（５）教育活動の評価及び教育の成果・効果の検証に関する目的達成の措置**

- 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげる目標を達成するための具体的方策
- ・「全学評価組織」並びに各部局の「評価委員会」（詳細はIVを参照）において、全学共通教育並びに各部局の教育の状況について学生による授業評価を始めとする多面的な評価を行う。
  - ・これらの評価結果の内容を、教育改善を進めるための諸施策並びに必要な担当者や財源の配分に反映させる。
- 教育の成果と効果の検証に関する具体的方策
- ・全学共通教育の実施体制変更前後の履修結果を分析し、実施体制の改善を進める。
  - ・全学的に教育活動に関する評価基準を策定し、教育の質の改善を図る。
  - ・平成18年度までに、卒業生・修了生の活動について、進路・就職先、同窓会を含む各界からの意見聴取の方法を早期に策定し、授業の改善を図る。
  - ・専門職大学院については、修了後の国家試験の合格率や進路の調査を行い、その改善を図るとともに、新たな専門職大学院の設置の参考にする。
  - ・大学院教育の成果については、学位授与実績や修了生の進路状況などを点検し、問題があれば改善する。
- 卒業後の進路等に関する具体的方策
- ・各学部の理念と目標に基づく専門的知識と活動能力を備えた人材及び各種の認定資格(司法修習生、公認会計士、技術士教育など)を取得できる人材を養成する。
  - ・大学院においては、各領域において専門性を身に付けた人材、自立的研究者及び国際水準の研究者などを養成する。

#### **（６）学生への支援に関する目標を達成するための措置**

- 学習相談、助言及び支援の組織的対応に関する具体的方策
- ・各研究科、学部の実情に即して、オフィスアワー制度や学生担任制や学習の助言教員制度を確立し、きめ細やかな履修指導を行う。

- ・附属図書館においては、資料提供や情報検索などのサービスの迅速化と高度化を図るとともに、情報教育を積極的に支援する。
- 就職支援等に関する具体的方策
  - ・全学規模の就職支援室（仮称）を設置し、支援室と各部局の就職支援組織及び同窓会を連携させた就職・進路ネットワークを構築する。
  - ・インターンシップ受け入れ企業等との連携強化を図る。
- 居住環境の整備に関する具体的方策
  - ・学生寮を学生の志向に合った住環境として計画的に整備する。
- キャンパス環境の整備拡充に関する具体的方策
  - ・福利施設（食堂・売店等）を、利便性に富む「食の空間」と「憩の空間」を兼備する「ゆとりある施設」へ整備拡充する。
- 生活相談及び健康相談に関する具体的方策
  - ・保健管理センターの「こころの健康相談」、「からだの健康相談」及び学生センター「学生なんでも相談室」と各部局の学生相談担当者との連携を密にする。
- 経済的支援に関する具体的方策
  - ・奨学金情報を学生に周知するとともに、優秀な学生について経済的支援を行うことを検討する。
- 正課外教育の支援に関する具体的方策
  - ・学生の課外活動の活性化を図る観点から、課外活動施設の整備充実及び活動場所の確保に係る支援を計画的に推進する。
- 社会人、留学生に対する支援の具体的方策
  - ・社会人、留学生に対して、指導教員やチューターを中心に、履修、就職、生活相談等に関して、より効果的なガイダンスを行う。
- 保護者との連携強化に関する具体的方策
  - ・教育問題、学生生活上の問題等に関し保護者との連携の方策を検討する。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 目指すべき研究の方向性を実現し、研究水準及び成果を検証するための具体的方策
  - ・世界的な研究レベルにある分野については、その水準の維持と研究の一層の発展を目指し、他の研究分野においても国内における第一線の研究水準を維持し、あるいはそれに到達するために、各分野における研究水準の自己点検評価・外部評価を行い、それに基づく改善策を講じる。
  - ・研究分野が国際的性格を帯びるものについては、特に海外の研究者等による評価を定期的に受ける体制を整備する。
  - ・各研究分野における研究活動に関わる諸要素を集積するデータベース化を推進するとともに、それと並行しながら、各研究分野の特色に配慮しつつ、研究水準を公平かつ適正に評価するためのシステムを開発する。
- 評価体制についての具体的方策
  - ・「全学評価組織」並びに各部局の「評価委員会」（詳細はIVを参照）は、自ら行う大学の点検評価及び外部評価はもとより、国立大学法人評価委員会の方針等に基づき、研究活動の状況について評価し、報告書を公表する。
- 大学として重点的に取り組む領域の選定の具体的方策
  - ・21世紀COEプログラムや、各部局の重要な研究課題、時限的研究課題等を重点的に支援する。
- 研究活動支援のための具体的方策
  - ・特定の分野については世界的な研究拠点を形成することを目指し、講座等の枠にとらわれることなく、分野並びに期間を限定して研究者、施設、設備等を重点的に配分し、また研究者が一定期間研究に専念できる体制を整える。
  - ・研究活動の支援のため、教員のみならず、研究支援職員に対する研修等も含め、自発的能力向上のための機会を増やし、また、図書館・学内共同利用施設など機能の充実を図る。
  - ・研究に要する外部資金の獲得を促すために、専門家を配置して研究活動の支援体制を強化し、必要な情報の収集や、プロジェクト形成等の支援を進める。
- 人事に関わる具体的方策
  - ・人事の停滞が教育研究上の緊張感の欠如を引き起こし、研究の発展の阻害につながることを排除するため、それぞれの学科や専攻における人事が当該組織の将来計画にどのように位置づけられているのかということを検証し、必要な改善策を講ずる。
  - ・人事を行うに当たっては当該人事の詳細を内外に公表することを原則とする。公募制の採用につい

ては、各研究分野の特質にも配慮しつつ更に導入を検討する。

- ・任期制については、研究教育分野、職種の状況を考慮してその導入の検討を進める。

#### ○研究成果の社会への還元に関わる具体的方策

- ・神戸大学を取り巻く一般社会との連携を強化するとともに、それぞれの学問分野の特質を生かし、国際機関、地方自治体及び関連機関、文化・芸術関連機関、TLO（技術移転機関）、NPO（非営利組織）をはじめとする地域の諸組織等との多彩な連携を構築し、研究成果公表の場（フォーラム開催等）を設け、それによって研究成果を広くかつ有効に還元する。

## （２）研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

#### ○学術研究推進機構と「全学評価組織」の設置

- ・全学的立場から学術研究を推進する学術研究推進機構の役割を明確にし、研究推進拠点形成における基本戦略を実施する中枢組織としての機能を更に整備する。同時に、研究についての評価、点検、改善のためのシステムを開発する。
- ・国際的水準の研究を実現するために、既設の研究センターや21世紀COEプログラム拠点を核として、国際共同研究の実施を推奨するとともに、大学としての支援体制について整備を図る。

#### ○適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- ・大型研究プロジェクト及び21世紀COEプログラム拠点に対し、全学的見地より、プロジェクト助手（COE助手）を配置してきた実績があり、平成16年度からこの方式を更に改善し、教員定員の見直し、弾力的運用等大学の戦略に基づく研究者重点配置の方策を設定する。
- ・「全学評価組織」並びに各部局の「評価委員会」において、評価に基づく改善状況を定期的に点検し、点検結果の内容を研究者の適切な配置のための諸施策に有効利用することに努める。
- ・研究支援職員の業務内容を点検評価し、支援業務の効率化を図る体制を検討する。

#### ○研究に必要な設備等の活用と整備に関する具体的方策

- ・世界的水準からみて重要である課題、特に21世紀COEプログラムに採択された研究分野等については施設及び設備の優先的充実を図り、将来の更なる発展を期す。
- ・附属図書館においては、電子資料等を含む学術情報の収集と提供、外国雑誌センター館機能、他大学等との協同及び電子図書館システムによる情報発信など、研究支援機能の整備・強化を図る。

#### ○研究資金の獲得と配分システムに関する具体的方策

- ・研究資金として外部資金や各種競争的資金の重要性が今後格段に増大する。このために、これまでに産学官民連携等を進めてきたが、これを踏まえ、外部からの研究資金の獲得額を歳出決算額の15%程度まで増やすように努める。
- ・外部資金や競争的資金に関わる間接経費の在り方を見直し、大学の将来構想における重点項目の実現のために資する。

#### ○研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- ・「全学評価組織」においては、4つの学術系列（人文・人間科学系、社会科学系、自然科学系、生命・医学系）における研究活動、研究組織について評価を行い、その評価結果に基づき、研究活動を発展させるための諸施策並びに必要な研究者や財源の配分に反映させる。

#### ○学内外の共同研究に関する具体的方策

- ・学際領域への取り組みを重視し、学部、研究科やセンターの枠を越えた研究プロジェクト及び学外研究機関との研究プロジェクトを推進する。

#### ○地域貢献や知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

- ・平成12年度から、全学をあげて産学官民連携を推進し、大型研究プロジェクトを含む外部資金や各種競争的資金の獲得、特許出願の大幅増、学内（学生を含む）ベンチャー企業の立ち上げ支援、種々の啓発活動などを行ってきた。今後もこれらを重要項目として取り組む。
- ・イノベーション支援本部を充実する。このために、既設の地域ネットワーク型の「TLOひょうご」との連携、外部からの実務経験者の配置、地域自治体や産業界、更には民としてのNPO（非営利組織）などとの協力体制の強化に取り組む。
- ・神戸先端医療産業都市に設置の神戸バイオテクノロジー研究・人材育成センター及びインキュベーションセンターにおいて、先端融合領域の研究や人材育成を推進するとともに、関連分野のベンチャー企業の創出等に努める。

#### ○研究施設等における研究実施体制の整備に関する具体的方策

- ・学内共同研究施設及び学部附属研究施設については、現在次のような課題に関するものが設

置されているが、これらは学部、研究科等における研究教育との関連において常に点検評価を行い、学問の発展、時代の要請等に応じた組織に改組や再編を行うことにより、世界に比肩しうる組織として育成する。

蛋白質のシグナル伝達機能、都市安全に関わる学際領域、分子と光の相互作用、内海域の生態学、植物遺伝子の機能、熱帯医学医療、人間科学、食資源。

- ・大学における研究支援体制を強化するため、次の組織を充実する。

情報システム及び情報ネットワークに関係する組織、低温や放射性物質に関係する組織、特殊な大型機器利用に関係する組織、学内における保健、労働安全及び環境管理に関係する組織、産学連携及び知的財産等に関係する組織。

### **3 その他の目標を達成するための措置**

#### **(1) 社会との連携に関する目標を達成するための措置**

○地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- ・市民、企業人、高校生等に対する学習の場の提供（公開講座、展示会、セミナー、研修事業等）を充実する。地域社会のニーズや社会の情勢を見据えたタイムリーなテーマ設定と内容の充実に努める。
- ・施設や設備をはじめ大学が保有する資源を活用し、地域社会や産業界が行う調査研究への支援や共同活動を一層充実する。
- ・地域貢献事業を展開するとともに「神戸大学地域連携推進連絡協議会」による地域の自治体との連携協力の推進を図る。
- ・地域のNPO、NGOとの学民連携（シンポジウム開催、研修プログラムの開発など）を拡充する。
- ・高大連携の観点から、オープン・キャンパスを充実するとともに、高校生を対象とする「体験授業」や「出前講義」の要望に積極的に応えていく。
- ・附属図書館においては、夜間及び休日開館を含め、資料提供等による生涯学習の支援を行い、地域社会への貢献を図る。

○産学官民連携の推進に関する具体的方策

- ・産官民との人事交流を積極的に進め、実務家教員や社会人を講師とする講義等の拡充を図るなど、研究・教育の両面からの連携を深める。
- ・寄附講座を活用し、プライオリティの高い研究について、機動的な研究推進体制を整える。
- ・産学官民連携に関する研究情報の社会への提供体制を整備する。

○地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

- ・近隣の公私立大学等が集合する会議等において、教育研究交流を推進するとともに、大学関係に関する様々な課題について意見交換を行い、問題解決にあたっての連携を図る。

#### **(2) 国際交流等に関する目標を達成するための措置**

○国際交流推進機構による学生、研究者、職員の交流計画の推進に関する具体的方策

- ・国際交流事業促進基金（平成15年度設置）による、学術交流協定機関（現在、138校）への学生の留学を支援する。
- ・学術交流協定機関を核にして、シアトル、北京に海外拠点（ワールド・サテライト・ネットワーク）を設置するなど、学生及び教職員の交流、産学連携等を推進する。

○留学生交流の推進に関する具体的方策

- ・単位互換を前提とした学術交流協定の拡充を図る。
- ・留学生センター及び国際コミュニケーションセンターを中核として、留学生や教員の受け入れと派遣に関わる総括的計画を策定し、その実施を図る。

○教育研究活動による国際貢献の具体的方策

- ・独立行政法人国際協力機構（JICA）との協力によるアジア・太平洋地域の国々を対象とした教員等研修プログラムの充実を図る。
- ・既設のYLP（Young Leaders' Program）の充実を始め、外国の行政機関や教育研究機関等における教員等の人材養成機能を充実する。

#### **(3) 附属病院に関する目標を達成するための措置**

○附属病院としての自立性の確立と大学における位置付けの明確化

- ・大学病院の使命と役割を見直し、医療の透明性及び経営の透明性を確保する。
- ・病院長のリーダーシップ機能を整備する。

- ・資源（人員，施設，設備）の配置について機能分析を行い，地域における役割，役割分担，需要予測を行う。
- ・医療従事者等の医療実績分析による配置の見直しを行い，事務部門の組織再編を検討する。
- 病院経営の効率化のための具体的方策
  - ・病床運用管理室と地域医療推進室の充実，病棟クランク（病棟各種業務の支援）の導入を行う。
  - ・物流管理の徹底及びコスト分析を行う。
  - ・業務の見直しを行い，可能な業務の外部委託を検討する。
  - ・医療機器整備についてのコスト分析・減価償却・投資効果分析を行う。
- 医療の質の改善のための具体的方策
  - ・クリティカルパス，EBM(エビダンスに基づく診療) など診療の標準化とチーム医療を更に推進する。
  - ・医療社会福祉支援室（仮称）を設置し，社会復帰の促進を図るために専門家の配置による退院支援を行う。
  - ・外来診療部門を整備し，化学療法室などの特殊診療部門を強化する。
  - ・電子カルテ化の推進を行い，医療従事者間での診療情報の共有，患者に対する診療情報公開と情報開示を進める。
  - ・第三者評価を実施する。
- 良質な医療人養成のための具体的方策
  - ・学部学生の診療現場での教育，実習を重視する。卒後臨床研修センターを中心に関連教育研修病院と協力して，多様で魅力的な研修システムを構築するとともに生涯学習プログラムも導入し，先端的，専門的医療人を養成する。
  - ・国際交流や共同研究を通じて国際的に活躍できる医療人を養成する。
- 新規専門医療の開発，高度先進医療の開発と推進のための具体的方策
  - ・先端的医療の導入のため，学内外の関連研究施設や連携大学院との共同研究を更に推進する。また，産学官民連携による研究成果を診療へ応用するため，病院内に産学官民連携先端医療推進室（仮称）を設置する。
- 医療の国際化と国際交流の推進のための具体的方策
  - ・国際診療部を強化し，外国人患者診療部門の拡充を行う。
- 災害・救急医療の拠点形成のための具体的方策
  - ・広域救急医療のための救命救急センターの設置を検討する。

#### （４）附属学校に関する目標を達成するための措置

- 大学・学部との連携及び協力の強化に関する具体的方策
  - ・附属明石校においては，学部教員と共同して，幼・小・中の12年一貫教育を基盤においた「カリキュラム開発研究センター」での発達支援カリキュラムの開発を進める。
  - ・附属住吉校においては，学部教員と共同して「国際教育センター」を中心とした「国際教育推進プログラム」を研究開発し，小・中9年一貫の教育体制のなかで試行する。
  - ・附属特別支援学校においては，近年の特別支援教育の要請に応じて，就学前及び障害者成人教育とつないだ障害児教育を見通し，生涯学習社会での障害児・者の発達について，地域社会と交流を深めつつ研究する。
  - ・以上の計画を達成するために，学部及び附属学校相互間の連携を強める。
- 学校運営の改善に関する具体的方策
  - ・生涯学習社会における学校教育の在り方について，学部教員と附属学校教員の共同研究を促進する。
  - ・学校教育及び学校運営の在り方に関わって，地域での先導的な役割を果たし，積極的に地域社会と交流する。
  - ・自己評価及び第三者評価のシステムを作る。
- 入学者選抜の改善に関する具体的方策
  - ・多様な児童・生徒の入学を確保するため，選抜方法改善するとともに，各校の教育方針の周知を図る。
- 公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策
  - ・市町教育委員会と連携して行っている「研究交流制度」を継続発展させ，現職教員の研修の充実を図る。
- 高校の新設を含む附属学校の在り方についての検討委員会を発足させる。

- 安全確保に関する具体的方策
  - ・危機管理マニュアルに基づく点検・評価を行うとともに、保護者及び地域の関係機関等との連携を図る。

#### **(5) 附置研究所に関する目標を達成するための措置**

- 経済学と経営学における先端研究と学際研究を推進するための方策
  - ・「21世紀 COE プログラム」の採択拠点として、国際共同研究を推進し、わが国で卓越した研究拠点としての役割を果たすとともに国際的な学術ネットワークの構築を図り、その核となる「グローバル経済研究室」(仮称)の設置を検討する。
- 学内研究連携促進のための方策
  - ・経済学と経営学の学際的研究を迫及することにより、関連部局と補完的な研究連携を図る。そのために、研究所内の研究部会を活用した学内共同研究プロジェクトを実施する。
- 社会的貢献を促進するための方策
  - ・産官学による社会科学に関する共同研究を「附属政策研究リエゾンセンター」で実施し、政策提言を積極的に発信するとともに、国際的研究集会やセミナーなどの開催により、社会的貢献を図る。
- 高度研究者養成のための方策
  - ・関連する研究科への教育参加とともに、ポストクを対象とする高度研究者養成教育としてOJT(職場研修)ベースでの「研究者養成インターン・プログラム」(仮称)の実施を検討する。

## **II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置**

### **1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置**

- 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策
  - ・権限と責任が拡大する学長を補佐するため、理事に業務を分担させる。
  - ・平成16年度から役員会を補佐する審議機関として、部局長会議を設置し、全学コンセンサスの形成に配慮しつつ役員会の意思決定が行えるようにする。
  - ・効率的・機動的な運営を行うために平成16年度から戦略企画室を設置し、担当理事のもとで大学の理念や長期目標に基づいた戦略を企画する。
  - ・必要に応じ学外の監査法人や経営に係る有識者から財務、予算の執行状況について意見を聞くなど、経営戦略上のデータの収集に努める。
- 運営組織の効率的・機動的な運営に関する具体的方策
  - ・社会の要請に迅速に対応できる体制を構築するため、経営協議会、教育研究評議会、教授会、全学委員会などの意思決定組織について点検評価を行い、機能整備と効率的運営を図る。
- 学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策
  - ・全学的な運営方針を踏まえ、学部等を機動的に運営するため、学部長等を中心とした学部等運営のほか、事務組織の企画立案への積極的参画、部局内委員会の役割の明確化を図り、学部長等の補佐体制を整備する。
- 教員及び事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策
  - ・全学委員会に事務職員が参画するなど、一体的な運営を図る。
  - ・新規事業への迅速な対応を図るため、教員及び事務職員が一体となった組織が柔軟に編成できる運営体制とする。
- 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策
  - ・経営・財務分析を行うとともに、大学予算の学内配分方式の見直しを行い、教育研究活動の活性化を図る。
- 学外の有識者や専門家の登用に関する具体的方策
  - ・幹部職員として、経営コンサルタントを登用するなど大学経営等に精通した人材を外部から採用することを検討する。
- 内部監査機能の充実に関する具体的方策
  - ・内部監査機能の強化を図るため、平成16年度から「監査室(仮称)」を設置する。
- 国立大学間の自主的な連携と協力体制に関する具体的方策
  - ・各種ブロック会議への参加や共同研修、人事交流等を通じ、大学運営に関する共通事項に関して情報交換を行い、問題解決に当たっての連携と協力を図る。

### **2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置**

- 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策
  - ・各教育研究組織ごとの中期計画の達成状況等についての「全学評価組織」等による評価結果を踏まえ、役員会、経営協議会、教育研究評議会において教育研究組織の見直し、再編の検討を行う。
- 教育研究組織の見直しの方向性
  - ・教育研究の進展や社会的要請に応じ、既設の研究科、学部の教員定員の見直しを行うとともに、新しい学問分野形成やセンター等の設置に対応するため、平成16年度から教員数の一定数（平成15年度末定員の5%）を大学全体で運用する仕組みを確立する。
  - ・医学部保健学科を基礎に保健学部（仮称）の設置を検討することや、社会科学系学部の夜間主コースの在り方について検討を進めるなど、教育研究の進展や社会的要請に応じ、既設の研究科、学部の組織（学科、専攻等）の見直しを行う。

### 3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 人事評価システムの整備と活用に関する具体的方策
  - ・階層別評価の見直し及び職務成果による評価について検討する。
  - ・職責、能力、業績を適切に反映できる給与基準等の整備について検討を行う。
- 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策
  - ・学長裁量枠（平成15年度末定員の5%）を設けるなど、組織の再編等に当たっては、質量共に柔軟に対応できる人員配置を検討する。
- 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策
  - ・教員については現行の勤務時間制度を見直し、裁量労働制の導入等の勤務形態を検討する。
  - ・定年後の再雇用を視野に入れた人事管理を行う。
  - ・特別研究員制度（サバティカル制度）の導入について検討する。
- 公募制や任期制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策
  - ・公募制については、各研究分野の特質にも配慮しつつ更に導入を進める。任期制についても分野、職種等を考慮して、プロジェクト研究など必要に応じ、更に導入を進める。
  - ・他大学、国内外研究機関、民間企業等との人事交流を積極的に行い、教育と研究の活性化を図る。
- 外国人や女性の採用及び人事施策に関する具体的方策
  - ・採用及び人事施策にジェンダーバランスを配慮することを検討する。
  - ・外国人教員及び研究者をより柔軟に雇用できるよう年俸制等の導入を検討する。
- 事務職員等の採用、養成、人事交流に関する具体的方策
  - ・特別な知識を必要とする者（例えば情報関係、特許関係、訴訟関係、診療報酬請求関係、労務管理関係等）の採用方法等を検討する。
  - ・専門性の向上を図るための専門研修の実施等について検討する。

### 4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 事務組織の機能の見直しに関する具体的方策
  - ・役員会を中心とする機動的な大学運営に当たって、事務組織に関する自己点検と評価を実施し、より専門職能集団としての役割を果たすことができるよう、組織の再編を平成18年度に整備することを目途に検討を進める。
  - ・業務の専門性や効率性を向上させるとともに、大学運営を的確に推進するため、戦略企画室や学部との連携を密にした事務体制に整備する。
  - ・事務の一元化・集中化と並行して、事務組織の横断的かつ総合的なサービス機能を発揮できる体制について検討する。
  - ・弾力的な業務運営のため、必要に応じて教員と連携したプロジェクト・チーム制を導入する。
- 事務処理の効率化と合理化に関する具体的方策
  - ・各種事務処理を見直すとともに、平成17年度以降に学内ネットワークのアップグレードにより情報の共有化を図り、文書管理、会議の開催通知、会議室の予約管理など事務処理の簡素化と迅速化を図る。
- 業務の外部委託等に関する具体的方策
  - ・業務処理の点検を行い、職員の業務を分析し、費用対効果を考量して業務の外部委託を実施し、業務の合理化に努める。
- 「業務・システム最適化計画」の策定に関する具体的方策
  - ・業務の効率化を図るため情報通信技術の活用とこれに併せた業務の見直し、簡素化及び効率

化並びに費用軽減化などの向上を図るための「業務・システム最適化計画」を策定する。

### Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 自己収入の増加に関する具体的方策
  - ・全学的に意識の向上を図る取り組みとして、産学官民連携研修会、科学研究費補助金説明会等を開催し、学長等により外部資金獲得の促進を要請している。今後、さらにこれらの取り組みの充実強化を図る。
  - ・競争的資金等に関する情報を提供するとともに、申請書の内容及び記載方法に対する助言等、積極的な応募支援を行う。
  - ・外部資金の獲得状況を常に点検、評価し、外部資金獲得の向上に資する。
- 収入を伴う事業の実施に関する具体的方策
  - ・特許取得を進め、出願件数を増加させる。
  - ・大学発ベンチャーの増加を図り、社会貢献を果たす。
  - ・学内における収入見合事業の実施を図る。

#### 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 管理的経費の抑制に関する具体的方策
  - ・人件費の削減、非常勤講師経費の節減、非常勤職員経費の節減等を平成17年度から実施する。
  - ・印刷物のWeb化を検討し、印刷経費を削減する。
- 人件費削減の取組に関する具体的方策
  - ・総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

#### 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 資産の効率的運用を図るための具体的方策
  - ・運営費交付金及び奨学寄附金等の資金の効果的な活用を図る。
  - ・土地及び建物施設の適正な利用料金等の検討を行い、資産の有効活用を図る。
  - ・継続的な施設の点検と評価を踏まえ、教育研究活動に応じた効果的なスペース配分など、施設の有効活用を推進する全学的方針の確立を図る。

### Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 評価の基本的な目標を達成するための具体的措置

- 現状と到達点を適正に評価する基準の策定
  - ・評価の対象を3つの局面に分け、これらを有機的に関連させて評価を行う。
    - \*基礎指標：個人の研究業績、教育業務、定員充足率、学位授与率、科学研究費補助金獲得額、産学官民連携や国際交流の事業展開等の基礎的課題を指標化し、達成度を明らかにする。
    - \*部局の重点課題：学生による授業評価など部局が重点的に設定した教育改革課題、研究プロジェクト、社会貢献事業等についての達成度を明らかにする。
    - \*全学的重点課題：21世紀COEプログラム、大型研究プロジェクト、全学共通授業改革等の全学的重点課題について、関係部局の評価を踏まえて全学的な立場での評価を行う。
  - ・基礎指標について、研究の専門性に基づきながら、データベースを作成する。
  - ・評価に際しては、長期にわたる基盤的研究などの在り方に対応できる評価方法を策定する。
- 合理的な評価システムを形成するための具体的方策
  - ・評価のレベルを次のように分け、これらを重層的に進めて評価を行う。
    - \*部局レベル：部局において「評価委員会」を設置し、個人や部局の基礎指標並びに部局の重点課題について評価を行う。
    - \*全学レベル：全学的重点課題について、「全学評価組織」を平成16年度に編成して全学的な観点から中期目標期間中に評価を行う。「全学評価組織」は、各学術系列における教育研究の専門性を踏まえながら、評価に関わって実際に判断を行う組織「評価委員会」、評価システムを研究開発しデータの分析と集計作業を行う組織「情報・評価室」を分業的に内部編成するなどして、評価の合理性と効率性を実現する。
  - ・原則としてそれぞれのレベルにおいて外部評価を行う。
  - ・評価結果については、適切な基準を定めて公表する。
- 評価結果を改善に有効に利用するための具体的方策

- ・部局においては、部局並びに全学の評価結果に基づいて、計画作成者と評価者の間で十分な検討を行い、具体的に改善を進め、次期計画の作成においてそれを活かす。
- ・全学的な評価事項においては、「全学評価組織」がそれぞれの事項について評価を踏まえた改善点を整理し、関係部局・部門に提示する。
- ・「全学評価組織」は、評価結果を有効に利用するために評価結果と改善点を役員会に報告する。なお、その報告内容についてその事項に関係する部局・部門に知らせる。
- ・中期計画の年次進行に適合した評価を行い、改善を進める。
  - \* 中期計画に沿った評価と改善を行うために、4年間の総括的な評価を5年次に行い、その評価結果を次の中期計画を改善するために活かす。
  - \* 総括的な評価を有効に行うために、2年毎あるいは1年毎の評価を積み上げていく。
- ・この報告内容について異議がある場合には、それを申し立てる仕組みを作る。
- ・評価に基づく資源配分については、配分の基準、配分内容に関し、役員会を中心として合理的な決定手段を整備する。

## 2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

### ○大学情報の公開・提供及び広報に関する具体的方策

- ・長期目標、中期目標、中期計画をホームページ等で公表する。
- ・年度計画、財務内容、管理運営状況等について公表する。
- ・点検及び評価結果の概要を公表する。
- ・大学情報のデータベース化を推進し、データの収集、蓄積、一元管理を行う。
- ・平成16年度から「広報室」を設置し、広報業務の一元的管理を行うとともに、部局や事務局を包含した全学的広報活動の強化拡充を図る。

## V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### 1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

#### ○施設設備の有効活用に関する具体的方策

- ・施設等の有効活用を図るため、施設及び設備を担当する組織を平成16年度に設置する。
- ・施設の点検と評価を継続的に実施することにより既存施設の有効活用を図る。
- ・施設関係データの管理システムの構築を図り、施設利用状況の的確な把握をもとに有効活用の推進を図る。

#### ○施設設備の機能保全と維持管理に関する具体的方策

- ・施設の定期的な点検保守の計画的な維持管理の実施を図る。
- ・緑地の維持保全など屋外環境の維持管理の一元化を進める。
- ・プリメンテナンス、エネルギー管理、環境管理、安全管理等の施設マネジメントは平成21年度までに確実に推進する。

#### ○施設設備等の機能の充実に関する具体的方策

- ・既存施設の安全性の向上と機能再生を計画的に進め、教育研究環境の改善充実を図る。
- ・教育研究に応じたスペースの確保、充実を計画的に推進する。
- ・学生生活支援のスペースの確保と充実を計画的に推進する。
- ・環境に配慮した施設計画及びインフラを構築し、バリアフリー対策を推進する。
- ・PFI方式、寄附方式など整備手法の導入を検討する。
- ・医学部附属病院立体駐車場施設整備等事業及び農学系総合研究棟改修事業をPFI事業として確実に推進する。
- ・国際交流の推進を行うための研究者宿泊施設の充実を図る。

## 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

### ○労働安全衛生法、学校保健法等を踏まえた安全衛生管理、保健管理及び事故防止に関する具体的方策

- ・平成16年度に、事業所ごとの安全衛生委員会の設置を始めとした安全衛生管理等に関する組織の整備を図る。
- ・安全衛生管理の有資格者の増員を図る。
- ・安全衛生管理のための学内研修の充実を図る。
- ・実験室等の安全点検を定期的実施し、必要な補修、改修、更新等の処置を実施する。

### ○学生等の安全確保等に関する具体的方策

- ・学生実験における取り扱いマニュアル、指導マニュアルを充実し、それに基づく指導を行う。

- 有害物質等を利用する実験による事故防止のための具体的方策
  - ・有害物質及び放射線等の管理体制の強化を図る。
  - ・健康診断の完全受検を目指し、未受検者に対しては取り扱い停止などの措置を講ずる。
  - ・取り扱い教育訓練を実施する。未受講者に対しては取り扱い停止などの措置を講ずる。

### 3 環境保全に関する目標を達成するための措置

- 教育研究環境の保全のための具体的方策
  - ・平成16年度に「環境管理センター」を設置し、環境保全教育の充実を図る。
  - ・有害廃棄物、有害排出物の規制に関する全学的基準や規則の策定及び管理体制を構築する。
  - ・有害排出物の除害施設や設備等の整備方針の策定及びその段階的整備を図る。
  - ・住民との懇談会を開催するなど、大学周辺の住民との調和に配慮する。
  - ・省資源、省エネルギー推進を図る。

## VI その他の重要計画

### 1 大学支援組織等との連携強化に関する計画

- 在校生保護者により組織される育友会は、既に大学の諸活動（特に学生の活動）に対し支援を行ってきたが、この組織と大学との連携を更に強化する。留学生の保護者への情報発信、情報収集をはじめ、国際的連携方策の可能性についての検討を始める。
- 現在、学系あるいは学部、学科単位で5つの後援会組織が設置されており、それに応じた支援を得ている。目標期間前半に、各部局単位に後援会組織を整備することを目指し、特に教育あるいは国際交流に重点をおいた施策展開の支援を得るように努力する。
- さまざまな分野における学生の活動は大学の存在感を示し、同時に大学の活性化にとって重要であるとの認識により、かかる後援会組織あるいは同窓会組織による学生の課外活動を強力に支援するための仕組みを構築する。
- 平成14年に学友会及び大学教員の有志により、大学を外部から強力にこれを支援しうる組織として、神戸学術事業会が設置された。これによりすでに同窓会と大学を結ぶ情報基盤(kobe-u.com)の開設、大学諸事業の外部委託への対応等の事業展開を進めている。今後、この組織との連携強化を図る。

## VII 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

## VIII 短期借入金の限度額

- 短期借入金の限度額
  - 1 短期借入金の限度額  
6.2億円
  - 2 想定される理由  
運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

## IX 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 附属病院の設備の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地及び建物について担保に供する。

## X 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、次の使途に充てる。
  - ・教育研究の質の向上及び組織運営の改善

## XI その他

### 1 施設・設備に関する計画

- 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
・(六甲1) 総合研究棟(仕上)	総額	施設整備費補助金(1,274)
・(六甲2) 総合研究棟改修	3,197	長期借入金(919)
・新臨床検査システム		国立大学財務・経営センター

・循環器デジタル画像診断システム ・小規模改修 ・災害復旧工事	施設費交付金 (1,004)
---------------------------------------	----------------

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

## 2 人事に関する計画

○教員については、他大学、国内外の研究機関、民間企業等との人事交流を積極的に行い、教育研究の活性化を図る。

○公募制については、各研究分野の特性にも配慮しつつ、又任期制については、分野、職種等を考慮して、プロジェクト研究など必要に応じ、導入を進める。

○事務職員等については、客観性、公平性及び透明性により採用を行う。

○専門性の向上を図るため研修を実施するとともに、他大学等との計画的な人事交流及び在職年数にとらわれない適材適所による人材の有効活用を図る。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 178,577百万円(退職手当は除く)

## 3 中期目標期間を超える債務負担

○中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

(六甲台2) 総合研究棟(農学系)改修施設整備等事業

・事業総額 : 338,494千円

・事業期間 : 平成17~31年度(15年間)

(単位:百万円)

年度 財源	H16	H17	H18	H19	H20	H21	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
運営費 交付金	0	0	0	23	26	26	75	263	338

(注) ただし、金額はPFI事業契約に基づき計算されたものであるが、PFI事業の進展、実施状況及び経済情勢・経済環境の変化等により所要額が変更されることも想定されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

(長期借入金)

(単位:百万円)

年度 財源	H16	H17	H18	H19	H20	H21	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入 金償還金	1,541	1,861	2,152	2,259	2,289	2,289	12,391	17,246	29,637

(リース資産)

該当するリース資産はない。

## 4 災害復旧に関する計画

平成16年10月に発生した台風23号等により被災した施設の復旧整備をすみやかに行う。

別表 (収容定員)

平成 16 年 度	文学部	460人	
	国際文化学部	560人	
	発達科学部	1,140人	
	法学部	1,020人	
	経済学部	1,320人	
	経営学部	1,190人	
	理学部	610人	
	医学部	1,280人	
		(うち医師養成に係る分野 590人)	
	工学部	2,200人	
	農学部	640人	
	海事科学部	820人	
		文学研究科	100人
		(うち修士課程	100人)
総合人間科学研究科		334人	
		(うち博士前期課程	274人)
		博士後期課程	60人)
法学研究科		326人	
		(うち博士前期課程	126人)
		博士後期課程	100人)
		法曹養成課程	100人)
経済学研究科		238人	
		(うち博士前期課程	136人)
		博士後期課程	102人)
経営学研究科		312人	
	(うち博士前期課程	102人)	
	博士後期課程	102人)	
	専門職学位課程	108人)	
医学系研究科	539人		
	(うち修士課程	40人)	
	博士課程	312人)	
	博士前期課程	112人)	
	博士後期課程	75人)	
文化学研究科	60人		
	(うち博士課程	60人)	
自然科学研究科	1,682人		
	(うち博士前期課程	1,244人)	
	博士後期課程	438人)	
国際協力研究科	222人		
	(うち博士前期課程	130人)	
	博士後期課程	92人)	
平成 17 年 度	文学部	460人	
	国際文化学部	560人	
	発達科学部	1,140人	
	法学部	920人	
	経済学部	1,320人	
	経営学部	1,160人	
	理学部	610人	
	医学部	1,280人	
	(うち医師養成に係る分野 590人)		
工学部	2,200人		
農学部	640人		

	海事科学部	820人	
	文学研究科	100人	
		(うち修士課程	100人)
	総合人間科学研究科	337人	
		(うち博士前期課程	277人)
		博士後期課程	60人)
	法学研究科	360人	
		(うち博士前期課程	80人)
		博士後期課程	80人)
		法曹養成課程	200人)
	経済学研究科	238人	
		(うち博士前期課程	136人)
		博士後期課程	102人)
	経営学研究科	312人	
		(うち博士前期課程	102人)
		博士後期課程	102人)
		専門職学位課程	108人)
	医学系研究科	539人	
		(うち修士課程	40人)
		博士課程	312人)
		博士前期課程	112人)
		博士後期課程	75人)
	文化学研究科	60人	
		(うち博士課程	60人)
	自然科学研究科	1,694人	
		(うち博士前期課程	1,250人)
		博士後期課程	444人)
	国際協力研究科	220人	
		(うち博士前期課程	130人)
		博士後期課程	90人)
平成 18 年 度	文学部	460人	
	国際文化学部	560人	
	発達科学部	1,140人	
	法学部	840人	
	経済学部	1,320人	
	経営学部	1,140人	
	理学部	610人	
	医学部	1,280人	
		(うち医師養成に係る分野	590人)
	工学部	2,200人	
農学部	640人		
海事科学部	820人		
	文学研究科	100人	
		(うち修士課程	100人)
	総合人間科学研究科	337人	
		(うち博士前期課程	277人)
		博士後期課程	60人)
	法学研究科	440人	
		(うち博士前期課程	80人)
		博士後期課程	60人)
		法曹養成課程	300人)
	経済学研究科	238人	
		(うち博士前期課程	136人)

	経営学研究科	( 博士後期課程 3 2 7 人	1 0 2 人)
	医学系研究科	( うち博士前期課程 博士後期課程 専門職学位課程 5 3 9 人	( 1 0 2 人 1 0 2 人 1 2 3 人)
	文化学研究科	( うち修士課程 博士課程 博士前期課程 博士後期課程 6 0 人	( 4 0 人 3 1 2 人 1 1 2 人 7 5 人)
	自然科学研究科	( うち博士課程 1, 7 0 0 人	6 0 人)
	国際協力研究科	( うち博士前期課程 博士後期課程 2 2 0 人	( 1, 2 5 0 人 4 5 0 人)
		( うち博士前期課程 博士後期課程 1 3 0 人	9 0 人)
平成 19 年度	文学部	4 6 0 人	
	国際文化学部	5 6 0 人	
	発達科学部	1, 1 4 0 人	
	法学部	7 6 0 人	
	経済学部	1, 3 2 0 人	
	経営学部	1, 1 2 0 人	
	理学部	6 1 0 人	
	医学部	1, 2 8 0 人	
		( うち医師養成に係る分野 5 9 0 人)	
		工学部	2, 2 0 0 人
	農学部	6 4 0 人	
	海事科学部	8 2 0 人	
	人文学研究科	1 6 0 人	
		( うち博士前期課程 博士後期課程 1 3 3 人	( 1 0 0 人 6 0 人)
	国際文化学研究科	1 3 3 人	
		( うち博士前期課程 博士後期課程 2 3 0 人	( 1 0 0 人 3 3 人)
	人間発達環境学研究科	2 3 0 人	
		( うち博士前期課程 博士後期課程 4 4 0 人	( 1 8 3 人 4 7 人)
	法学研究科	4 4 0 人	
		( うち博士前期課程 博士後期課程 法曹養成課程 2 3 8 人	( 8 0 人 6 0 人 3 0 0 人)
	経済学研究科	2 3 8 人	
		( うち博士前期課程 博士後期課程 3 4 2 人	( 1 3 6 人 1 0 2 人)
	経営学研究科	3 4 2 人	
		( うち博士前期課程 博士後期課程 専門職学位課程 3 3 4 人	( 1 0 2 人 1 0 2 人 1 3 8 人)
	理学研究科	3 3 4 人	
		( うち博士前期課程 博士後期課程 5 3 9 人	( 2 2 4 人 1 1 0 人)
	医学系研究科	5 3 9 人	

	工学研究科	<ul style="list-style-type: none"> <li>うち修士課程 40人</li> <li>博士課程 312人</li> <li>博士前期課程 112人</li> <li>博士後期課程 75人</li> </ul>	955人
	農学研究科	<ul style="list-style-type: none"> <li>うち博士前期課程 771人</li> <li>博士後期課程 184人</li> </ul>	308人
	海事科学研究科	<ul style="list-style-type: none"> <li>うち博士前期課程 223人</li> <li>博士後期課程 85人</li> </ul>	137人
	国際協力研究科	<ul style="list-style-type: none"> <li>うち博士前期課程 104人</li> <li>博士後期課程 33人</li> </ul>	220人
		<ul style="list-style-type: none"> <li>うち博士前期課程 130人</li> <li>博士後期課程 90人</li> </ul>	
平成 20 年度	文学部		460人
	国際文化学部		560人
	発達科学部	1,	140人
	法学部		760人
	経済学部	1,	260人
	経営学部	1,	100人
	理学部		610人
	医学部	1,	280人
			(うち医師養成に係る分野 590人)
		工学部	2,
	農学部		640人
	海事科学部		820人
	人文学研究科		160人
		<ul style="list-style-type: none"> <li>うち博士前期課程 100人</li> <li>博士後期課程 60人</li> </ul>	
	国際文化学研究科		139人
		<ul style="list-style-type: none"> <li>うち博士前期課程 100人</li> <li>博士後期課程 39人</li> </ul>	
	人間発達環境学研究科		237人
		<ul style="list-style-type: none"> <li>うち博士前期課程 188人</li> <li>博士後期課程 49人</li> </ul>	
	法学研究科		440人
		<ul style="list-style-type: none"> <li>うち博士前期課程 80人</li> <li>博士後期課程 60人</li> <li>法曹養成課程 300人</li> </ul>	
	経済学研究科		253人
		<ul style="list-style-type: none"> <li>うち博士前期課程 151人</li> <li>博士後期課程 102人</li> </ul>	
	経営学研究科		342人
		<ul style="list-style-type: none"> <li>うち博士前期課程 102人</li> <li>博士後期課程 102人</li> <li>専門職学位課程 138人</li> </ul>	
	理学研究科		340人
		<ul style="list-style-type: none"> <li>うち博士前期課程 240人</li> <li>博士後期課程 100人</li> </ul>	
	医学研究科		352人
		<ul style="list-style-type: none"> <li>うち修士課程 40人</li> <li>博士課程 312人</li> </ul>	

	保健学研究科	187人		
		〔うち博士前期課程	112人〕	
		博士後期課程	75人〕	
	工学研究科	969人		
		〔うち博士前期課程	796人〕	
		博士後期課程	173人〕	
	農学研究科	318人		
		〔うち博士前期課程	238人〕	
		博士後期課程	80人〕	
	海事科学研究科	153人		
		〔うち博士前期課程	120人〕	
		博士後期課程	33人〕	
	国際協力研究科	220人		
		〔うち博士前期課程	130人〕	
		博士後期課程	90人〕	
平成 21 年度	文学部	460人		
	国際文化学部	560人		
	発達科学部	1,140人		
	法学部	760人		
	経済学部	1,200人		
	経営学部	1,080人		
	理学部	610人		
	医学部	1,285人		
		(うち医師養成に係る分野	595人)	
	工学部	2,200人		
	農学部	640人		
海事科学部	820人			
	人文学研究科	160人		
		〔うち博士前期課程	100人〕	
		博士後期課程	60人〕	
	国際文化学研究科	145人		
		〔うち博士前期課程	100人〕	
		博士後期課程	45人〕	
	人間発達環境学研究科	239人		
		〔うち博士前期課程	188人〕	
		博士後期課程	51人〕	
	法学研究科	440人		
		〔うち博士前期課程	80人〕	
		博士後期課程	60人〕	
		法曹養成課程	300人〕	
	経済学研究科	268人		
		〔うち博士前期課程	166人〕	
		博士後期課程	102人〕	
	経営学研究科	342人		
		〔うち博士前期課程	102人〕	
		博士後期課程	102人〕	
		専門職学位課程	138人〕	
	理学研究科	330人		
		〔うち博士前期課程	240人〕	
		博士後期課程	90人〕	
	医学研究科	352人		
		〔うち修士課程	40人〕	
		博士課程	312人〕	
	保健学研究科	187人		

工学研究科	うち博士前期課程	112人
	博士後期課程	75人
958人		
農学研究科	うち博士前期課程	796人
	博士後期課程	162人
313人		
海事科学研究科	うち博士前期課程	238人
	博士後期課程	75人
153人		
国際協力研究科	うち博士前期課程	120人
	博士後期課程	33人
215人		
	うち博士前期課程	130人
	博士後期課程	85人

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	141,268
施設整備費補助金	1,274
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	6,101
国立大学財務・経営センター施設費交付金	1,004
自己収入	163,123
授業料及入学金検定料収入	59,245
附属病院収入	102,669
財産処分収入	0
雑収入	1,209
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	17,425
長期借入金収入	919
計	331,114
支 出	
業務費	284,969
教育研究経費	178,714
診療経費	89,694
一般管理費	16,561
施設整備費	3,197
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	17,425
長期借入金償還金	25,523
計	331,114

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 178,577百万円を支出する。(退職手当は除く)

- 注) 人件費の見積りについては、17年度以降は16年度の人件費見積額を踏まえ試算している。  
 注) 退職手当については、国立大学法人神戸大学退職手当規定に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。  
 注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定ルール]

○毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

I [学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

- ①「一般管理費」:管理運営に必要な職員(役員含む)の person 費相当額及び管理運営経費の総額。L(y-1)は直前の事業年度におけるL(y)。
- ②「学部・大学院教育研究経費」:学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の person 費相当額及び教育研究経費の総額。D(y-1)は直前の事業年度におけるD(y)。(D(x)は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。)
- ③「附属学校教育研究経費」:附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の person 費相当額及び教育研究経費の総額。D(y-1)は直前の事業年度におけるD(y)。(D(x)は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。)
- ④「教育等施設基盤経費」:教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。F(y-1)は直前の事業年度におけるF(y)。

[学部教育等標準運営費交付金対象収入]

- ⑤「入学金収入」:当該事業年度における入学定員数に入学金標準額を乗じた額。(平成15年度入学金免除率で算出される免除相当額については除外)
- ⑥「授業料収入」:当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。(平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外)

II [特定運営費交付金対象事業費]

- ⑦「学部・大学院教育研究経費」:学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の person 費相当額及び教育研究経費の総額。D(y-1)は直前の事業年度におけるD(y)。
- ⑧「附属学校教育研究経費」:附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の person 費相当額及び教育研究経費の総額。D(y-1)は直前の事業年度におけるD(y)。
- ⑨「教育研究診療経費」:附属病院の教育研究診療活動に必要な教職員の person 費相当額及び教育研究診療経費の総額。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。
- ⑩「附置研究所経費」:附置研究所の研究活動に必要な教職員の person 費相当額及び事業経費の総額。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。
- ⑪「附属施設等経費」:附属施設の研究活動に必要な教職員の person 費相当額及び事業経費の総額。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。
- ⑫「特別教育研究経費」:特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑬「特殊要因経費」:特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[特定運営費交付金対象収入]

- ⑭「その他収入」:検定料収入、入学金収入(入学定員超過分)、授業料収入(収容定員超過分)、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

III [附属病院運営費交付金対象事業費]

- ⑮「一般診療経費」:附属病院の一般診療活動に必要な person 費相当額及び一般診療経費の総額。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。
- ⑯「債務償還経費」:債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑰「附属病院特殊要因経費」:附属病院特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[附属病院運営費交付金対象収入]

- ⑱「附属病院収入」:附属病院収入。J(y-1)は直前の事業年度におけるJ(y)。

$$\boxed{\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)}$$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

- $$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$
- (1)  $D(y) = \{D(y-1) \times \beta (\text{係数}) \times \gamma (\text{係数}) - D(x)\} \times \alpha (\text{係数}) + D(x)$
  - (2)  $E(y) = E(y-1) \times \beta (\text{係数}) \times \alpha (\text{係数})$
  - (3)  $F(y) = F(y-1) \times \alpha (\text{係数}) \pm \epsilon (\text{施設面積調整額})$
  - (4)  $G(y) = G(y)$
  - (5)  $H(y) = H(y)$

- D(y): 学部・大学院教育研究経費(②、⑦)、附属学校教育研究経費(③・⑧)を対象。  
E(y): 教育研究診療経費(⑨)、附置研究所経費(⑩)、附属施設等経費(⑪)を対象。  
F(y): 教育等施設基盤経費(④)を対象。  
G(y): 特別教育研究経費(⑫)を対象。  
H(y): 入学金収入(⑤)、授業料収入(⑥)、その他収入(⑭)を対象。

2. 毎事業年度の診療経費にかかる附属病院運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = I(y) - J(y)$$

$$(1) I(y) = I(y)$$

$$(2) J(y) = J(y-1) + K(y)$$

$$[K(y) = J'(y) \times \lambda (\text{係数}) - J'(y)]$$

[その他]附属病院運営費交付金算定ルールは、診療分の運営費交付金を受ける附属病院のみ適用。

I(y) : 一般診療経費(⑮)、債務償還経費(⑯)、附属病院特殊要因経費(⑰)を対象。

J(y) : 附属病院収入(⑱)を対象。

(J'(y)は、平成16年度附属病院収入予算額。K(y)は、「経営改善額」。)

3. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

$$(1) L(y) = L(y-1) \times \alpha (\text{係数})$$

$$(2) M(y) = M(y)$$

L(y) : 一般管理費(①)を対象。

M(y) : 特殊要因経費(⑬)を対象。

#### 【諸係数】

$\alpha$  (アルファ) : 効率化係数。△1%とする。

$\beta$  (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

なお物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

$\gamma$  (ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

$\epsilon$  (イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

$\lambda$  (ラムダ) : 経営改善係数。2%とする。平成17年度以降、中期計画期間中に相当程度の収支改善を求めるときの係数。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄付金収入等については、各年度ごとの個別見積り等により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄付金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費については、過去の実績等に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄付金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額	
費用の部	325,767	
経常費用	325,760	
業務費		290,522
教育研究経費		28,707
診療経費		58,785
受託研究費等		9,786
役員人件費		1,260
教員人件費		120,953
職員人件費		71,031
一般管理費		5,851
財務費用		3,922
雑損		0
減価償却費		25,465
臨時損失		7
収入の部	327,700	
経常収益	327,693	
運営費交付金		135,678
授業料収益		49,756
入学金収益		7,328
検定料収益		2,161
附属病院収益		102,669
受託研究等収益		9,786
寄附金収益		7,208
財務収益		1
雑益		1,209
資産見返運営費交付金戻入		3,753
資産見返寄付金戻入		287
資産見返物品受贈額戻入		7,857
臨時利益		7
純利益	1,933	
総利益	1,933	

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 附属病院の長期借入金償還金として15,500百万円があるため当期純利益を計上する要因となっている。

### 3. 資金計画

#### 平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	334,451
業務活動による支出	296,372
投資活動による支出	9,219
財務活動による支出	25,523
次期中期目標期間への繰越金	3,337
資金収入	334,451
業務活動による収入	321,816
運営費交付金による収入	141,268
授業料及入学金検定料による収入	59,245
附属病院収入	102,669
受託研究等収入	9,786
寄付金収入	7,639
その他の収入	1,209
投資活動による収入	8,379
施設費による収入	8,379
その他の収入	0
財務活動による収入	919
前期中期目標期間よりの繰越金	3,337

注1) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業に係る交付金を含む。

注2) 前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄附金に係る国からの承継見込額 3,337百万円を含む。